変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　平成二十九年八月二十二日
記事　一時撤去中のところ灯質変更のうえ復旧
名称　住ノ江港導灯（前灯）
位置
所在地　佐賀県杵島郡白石町（広江港口灯台の西南西方約五・三キロメートル）
北緯　三三―〇九―一五
東経　一三〇―一三―二四
変更した事項
灯質　単せん白光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十九年八月二十三日
名称　住ノ江港導灯（後灯）
位置
所在地　住ノ江港導灯（前灯）の北北西方約三五〇メートル
北緯　三三―〇九―二五
東経　一三〇―一三―一八

○関東地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成二十九年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
二百四十六号　伊勢原市上粕屋字秋山三〇五二番四地先から同市上粕屋字秋山三〇七三番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号
(三)　道路の区域
区間　変更前
後別　敷地の幅員　延長
金沢市博労町六一番三から同市下近江町六八番まで　前　一五・二〇～一八・二〇メートル　一六一メートル
後　一五・二〇～二二・〇〇　〇・一六一キロメートル
(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

変更した事項
灯質　単せん白光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十九年八月二十三日
名称　大原航路第八号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約八・五キロメートル
北緯　二四―一八―〇一
東経　一二四―〇四―〇一
変更した事項
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南南西方約九・〇キロメートル
北緯　二四―一七―四九
東経　一二四―〇三―五〇
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　平成二十九年九月一日

○中国地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　施行者の名称　島根県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中国地方整備局告示第百四十五号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業三・六・五十三号揖屋馬潟線
三　事業施行期間　自平成二十四年十一月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第八十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十九年九月六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月二十日

四国地方整備局長　平井　秀輝

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：固液分離担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
愛媛県松山市美沢１－９－１　㈱ダイキアクシス代表取締役　大亀　裕	ダイキ浄化槽　ＧＡ－Ｋ１型	８－17－Ｈ－001

工場の所在地及び名称
愛媛県東温市則之内甲2357－５　㈱ダイキアクシス　松山工場
愛媛県宇和島市津島町近家甲1607－８　㈱ダイキアクシス　津島工場
長野県佐久市田口5574－２　㈱ダイキアクシス　信州工場
福島県福島市山田字赤仁井田100－７　㈱ダイキアクシス　福島工場
愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場

○九州地方整備局告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十日

九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　大分都市計画病院事業１号大分県立大分病院
三　事業施行期間　自平成二十九年九月二十日至平成三十二年九月三十日
四　事業地
収用の部分　大分県大分市大字豊饒字稗田地内
使用の部分　なし